

前年度からの主な変更点

項目	変更内容
6 助成金の額 (1) 文化活動等助成事業	【助成の対象外経費（主なもの）】について、「会員やそれに類する者への食糧費」を削除し「◆食糧費（会員・出演者・外部スタッフの弁当代等。ただし、当日の飲物についてはこの限りでない。）」を追加。
7 評価要素（文化活動等助成事業）	「(9)新しい生活様式への対応」を削除
8 提出方法（文化活動等助成事業）	「(2) 申請方法」を、「郵送又は持参」から「メール（データ）による提出」に変更。
	「(3) 申請書類」について、「附表1-1（事業計画書）」及び「附表2-1（収支予算書）」の様式を変更。

令和5（2023）年度栃木県文化振興基金助成事業 募集要項 （文化活動等助成事業・地域伝統文化継承事業）

1 目的

「栃木県文化振興基金」を活用し、多彩な文化活動、文化活動の担い手育成、地域伝統文化継承活動を行う団体に対し、事業費の一部を助成しています。

文化活動の振興をさらに推進するため、令和5年度栃木県文化振興基金助成事業（文化活動等助成事業・地域伝統文化継承事業）を募集します。

2 助成対象事業

(1) 文化活動等助成事業

地域づくりや栃木の魅力アップに資する文化芸術活動、担い手育成に資する文化芸術活動等が対象となります。

(2) 地域伝統文化継承事業

国指定・国選択・県指定・市町指定の無形民俗文化財で民俗芸能及び年中行事に係る「用具、衣装の修理又は更新等」、「記録作成」、「その他地域伝統文化の普及・継承に必要な事業」が対象となります。ただし、申請事業について市町が経費の一部を負担することが条件となります。

なお、県指定については、「用具、衣装の修理又は更新等」は対象になりません。

3 助成対象事業の実施期間

交付決定日（令和5（2023）年4月28日を予定）から令和6（2024）年3月31日まで

※ 令和6（2024）年3月31日までに助成対象経費の支出を完了させる必要があります。

4 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(3)までの条件を全て満たす**団体**とします。

- (1) 県内に住所又は活動拠点があること。
- (2) 原則として一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること。
- (3) 代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で過去の決算書を提出できること。

5 助成対象外の事業

次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。

(1) 文化活動等助成事業

- ① 国、県、市町、その他の団体等から助成を受けている事業
 - ② 専ら営利を目的とする事業
 - ③ 特定の政治、宗教活動を目的とする事業
 - ④ 次に掲げる、団体の内部活動である事業等
 - ア いわゆる教授所・教室や単独の流派が行う発表会や温習会等の事業
 - イ コンクール、コンテストのみを目的として行われる公演、展示等の事業
 - ウ チャリティを目的とする事業
 - エ 出版、収集又は資料作成のみを目的とする事業
 - オ 広く一般に周知されず、参加者、入場者等が制限される事業
 - ⑤ 委託料や報償費（謝金）の割合が過度な事業
 - ⑥ 令和5年度栃木県文化振興基金助成事業（とちぎの文化の新たな魅力創造・発信助成事業）に申請をしている事業
 - ⑦ 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策が適切に講じられていない事業
- ※ 事業を開催する時点における国や県のイベント開催基準に応じた感染防止対策や業種別ガイドラインに沿った対策等を行う必要があります。

(2) 地域伝統文化継承事業

- ① 地域住民に公開されないものに対する修理又は更新等
- ② 既に国、県、その他の団体等から助成を受けている事業
- ③ 地域の伝統文化の調査、保存又は整備のための計画策定に係る事業
- ④ 専ら営利を目的とする事業
- ⑤ 特定の政治、宗教活動を目的とする事業

6 助成金の額

助成金の限度額は50万円です。ただし、知事が特別に認める場合については、100万円を上限に助成します。

なお、助成金は、栃木県文化振興基金の予算の範囲内で算定しますので、団体からの要望額全てを満たすとは限りません。

(1) 文化活動等助成事業

次に掲げる助成対象経費（事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもので、恒常的な運営費、人件費等を除く。）から入場料等収入を除いた額の2分の1以内とします。

- ① 報償費（謝金）
外部の出演者・講師等への謝金
- ② 賃金
臨時に雇用したアルバイト等への賃金
- ③ 旅費（交通費、宿泊費）
実費。原則として、宿泊費は外部の出演者・講師等に限りません。
- ④ 需用費（消耗品費、印刷製本費）
消耗品費：事業の実施に必要な看板製作や感染防止対策などに要する経費
印刷製本費：ちらし、ポスター、プログラム、資料等の印刷物の作成に要する経費
- ⑤ 役務費（通信運搬費、手数料）
通信運搬費：ちらしの発送、機材の運搬に要する経費等

- ⑥ 使用料及び賃借料
会場使用料、設備等使用料、著作権使用料、楽器等賃借料等
- ⑦ その他必要と認められるもの
上記①～⑥以外の経費は、附表2-1(収支予算書)の積算内訳欄に詳しい内容を記載してください。

※ 採択された場合、事業完了後に実績報告書を提出していただく際に、**「領収書」を確認できない経費及び支出の内訳が確認できない領収書の経費は、助成対象経費として計上できません**ので御注意願います。

【助成の対象外経費（主なもの）】

- ◆ 交付決定日前に着手又は支出した経費
- ◆ 令和6（2024）年4月1日以降に支出した経費
- ◆ 申請団体以外の者が支出した経費
- ◆ 会員やそれに類する者への謝金、賃金
- ◆ 旅費のうち実費を超える部分及び航空・列車運賃の特別料金（グリーン車料金等）
- ◆ 出演者・参加者・講師等への賞品・記念品、花束、手土産等
- ◆ レセプションや懇親会等に要する費用
- ◆ 事業終了後の礼状作成、発送費用 ◆ 電話料金 ◆ 手数料（振込、代引き等）
- ◆ チケット販売手数料（支出に計上せず、入場料収入から差し引くこと。）
- ◆ 備品（金額にかかわらず、事業終了後に恒常的に団体に残る物品（記録機器・楽器等））
- ◆ 練習のための報償費、旅費、会場使用料等（ただし、リハーサル(原則1回)は除く。）
- ◆ 事業の変更・延期・中止に伴うキャンセル料、違約金等
- ◆ 食糧費（会員・出演者・外部スタッフの弁当代等。ただし、当日の飲物についてはこの限りでない。）

(2) 地域伝統文化継承事業

市町補助額と同額以下であり、次に掲げる助成対象経費（事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもの）の**10分の4以内**とします。

- 用具及び衣装の修理又は更新等
需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、備品購入費
- 記録作成
報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、委託料、使用料及び賃借料
- その他地域伝統文化の普及・継承に必要な事業
恒常的な経費を除き、必要と認められるもの（例：後継者育成のために使用する練習用の楽器等の購入）

7 評価要素（文化活動等助成事業）

【総合的評価】次の要素を総合的に考慮します。

- (1) **具体性、実現可能性**
事業の目的、内容が明確、具体的で実現可能性があること。
- (2) **公開性**
広く一般に周知され、社会的に開かれた事業であること。
- (3) **予算積算、事業運営の適正性**
予算の積算が適正であること。事業運営及び経理が適正に行える組織体制であること。
- (4) **貢献度**
地域づくりや本県の魅力アップなどへの貢献する事業であること。

(5) **独創性**

文化力を活かした創造性・独創性・先進性に富んだ事業であること。

(6) **発信力**

県外・国外への発信力・影響力のある事業であること。

(7) **担い手育成**

本県文化の創造・振興・発信に係る担い手・継承者の育成に貢献する事業であること。
青少年の文化活動への関心を高めることに寄与する事業であること。

(8) **発展性、継続性**

実施事業を助成することにより、団体の発展的・継続的な活動につながること。

【付加的評価】以下の項目に関しても併せて評価します。

(1) 前年度までの累計採択回数

(2) 前年度を含む連続採択回数

(3) 全県的な大会を行うなど、広域的に行う事業

※ 「前年度までの累計採択回数」及び「前年度を含む連続採択回数」に応じて、**マイナス評価**を行います。（それぞれの回数が多いほど、大きなマイナス評価となります。）

※ 過去に本助成事業を複数回活用した団体よりも、まだ助成を受けたことのない団体等に優先的に活用してもらうための措置です。

8 提出方法

(1) **応募締切**

令和5（2023）年3月31日（金） <必着>

※「地域伝統文化継承事業」については、市町の状況等を考慮しますので、栃木県教育委員会事務局文化財課保護担当（電話028-623-3424）までお問い合わせください。

(2) **申請方法**

① **文化活動等助成事業**：メールにより、下記(3)の申請書類をデータにて御提出ください。
データによる提出が困難な場合は、下記**11 問合せ先 (1) 文化活動等助成事業**まで御連絡ください。

② **地域伝統文化継承事業**：持参又は郵送により、下記(3)の書類を提出してください。

※持参の場合の受付時間：午前9時から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) **申請書類**

「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」に定める、以下の書類及び添付資料

①様式1 ②附表1-1又は附表1-2（事業計画書） ③附表2-1又は附表2-2（収支予算書）

(4) **申請書の提出先**

① **文化活動等助成事業**：栃木県県民生活部県民文化課 文化振興担当

E-mail : bunkashinko@pref. tochigi. lg. jp

② **地域伝統文化継承事業**：各市町文化財関係担当課

(5) **留意事項**

① 応募は、1団体につき1事業とします。

なお、特定の出演者等が、特定の演目・内容について、同一の場所で数回にわたって公演等を行う場合や、各地を巡回して公演等する場合は、1つの事業とします。

② 事業が実施期間内に完遂できなかった場合には、助成を取り消す場合があります。

9 選定方法及び選定結果

審査委員会による審査を経て、採択（内定）又は不採択を決定します。

なお、全ての応募団体に結果を文書で通知するとともに、助成が決定した団体及び事業内容を県ホームページで公表します。

10 その他

・採択された場合、作成する印刷物（ポスター、チラシ等）には**必ず「栃木県文化振興基金助成事業」と明記し、基金ロゴマークを掲載**してください。

・この募集要項に記載のない事項については、**「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」及び「栃木県文化振興基金助成金交付要領」**に従って取扱います。

11 問合せ先

(1) 文化活動等助成事業

栃木県県民生活部県民文化課文化振興担当
E-mail:bunkashinko@pref.tochigi.lg.jp
TEL:028-623-2153 FAX:028-623-2121

(2) 地域伝統文化継承事業

栃木県教育委員会事務局文化財課保護担当
E-mail:bunkazai@pref.tochigi.lg.jp
TEL:028-623-3424 FAX:028-623-3426

※令和5(2024)年度当初予算の成立前ですが、事前審査準備等のために予算成立を見込んで事業の募集案内をするものです。令和5(2024)年度当初予算不成立の場合、実施に当たっては別途お知らせいたします。